

(案)

電気需給契約書

支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○、分任支出負担行為担当官 横浜海上保安部長 ○○ ○○、独立行政法人自動車技術総合機構関東検査部長 ○○ ○○（以下「発注者」という。）と、○○○○（会社名） ○○○○（代表者役職名） ○○ ○○（代表者）（以下「受注者」という。）は、関東運輸局管内で使用する電気の需給に関し、次の条項により需給契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者が関東運輸局管内で使用する電気を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は次のとおりとする。

(基本料金)

	基本料金単価 (1kWにつき)	消費税及び地方消費税額	合計
契約電力	円	円	円

(電力量料金)

	従量料金単価 (1kWhにつき)	消費税及び地方消費税額	合計
夏季月(7月～9月)	円	円	円
その他季月	円	円	円

2. 前項の消費税及び地方消費税の額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
3. 受注者の発電費用等の変動により契約金額を改定する必要があるときは、発注者・受注者協議の上契約金額を改定することができる。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和8年2月1日から令和9年1月31日までとする。

(契約保証金)

第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、本契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(使用電力量の増減)

第6条 発注者の使用電力量は、都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができ。

(契約電力)

第7条 各月の契約電力は、次の各号に該当する場合を除き、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (1) 契約受電設備を増加する場合で、増加した日を含む1月の増加した日以降の期間の最大需要電力の値がその1月の増加した日の前日までの期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値を上回るとき
- (2) 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなとき

2 最大需要電力が500キロワット以上となる場合は、契約電力を発注者及び受注者において協議の上すみやかに定めることとし、それまでの間の契約電力は、第1項によって定めることとする。

(計量及び検査)

第8条 計量日は、原則として翌月1日とし、受注者は計量日に記録された値の読みにより使用電力量等を算定し、発注者の指定する職員の検査を受けなければならない。

(料金の算定期間)

第9条 料金の算定期間は、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間とする。

(料金の支払及び遅延利息)

第10条 受注者は、第8条に定めた検査終了後、第9条の算定期間毎に、発注者の他別に定める者（以下「発注者等」という。）に請求するものとし、発注者等は、受注者から適法な支払請求書を受領した日から30日（以下「約定期間」という。）以内に支払わなければならない。また、発注者等以外の者が工事等により使用した電力分については、個別に直接請求することとする。なお、発注者等以外の者に対する請求金額については、別途、発注者より受注者に通知するものとする。

ただし、上記によらない場合は発注者・受注者協議の上、変更できることとする。

2 発注者等が前項の期日までに支払わない場合は、発注者等は受注者に対し、その日数に前項の請求金額に対し、支払を行なう日までについて、年2.5%の割合をもって遅延利息を支払わなければならない。

3 料金の算定にあつては、次によるものとする。

支払金額は、{基本料金+（使用電力量×電力量料金単価）+（使用電力量×燃料費調整単価）}により得た額（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）に{再生可能エネルギー発電促進賦課金}（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる）により得た額を加減算することにより算出された額とする。

ただし、基本料金は、基本料金単価×契約電力×（1.85－実測力率/100）により算出した額とし、燃料費調整単価については、別に定める。

(機密の保持)

第 11 条 発注者及び受注者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本契約終了後においてもこの責任を負うものとする。ただし、発注者等及び受注者が業務運営上特に必要な場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第 12 条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力の原因によらないで、電力の供給をする見込がないと発注者が認めたとき。
- (2) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正行為があったとき。
- (3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (4) 前各号に定めるもののほか、受注者が本契約条項に違反したとき。

(談合等不正行為があった場合等の違約金等)

第 13 条 受注者の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合の他、次のいずれかに該当した場合は、受注者は、発注者の請求に基づき、契約期間に係る予定使用電力量に第 2 条に定める契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に第 10 条に定める基本料金を加算した額から消費税額及び地方消費税額を差し引いた額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が丙に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 51 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項第 1 号若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年 3 %の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(損害賠償)

第 14 条 発注者は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

(協議)

第 15 条 本契約条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、受注者の定める約款によるほか発注者及び受注者において協議の上決定するものとする。

(紛争の解決)

第 16 条 この契約に関して発注者及び受注者の間に紛争が生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

本契約の締結を証するため、本書4通を作成し、発注者及び受注者において記名押印の上各1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者) 神奈川県横浜市中区北仲通5-57

支出負担行為担当官

関東運輸局長 ○○ ○○

神奈川県横浜市中区新港1-2-1

分任支出負担行為担当官

横浜海上保安部長 ○○ ○○

東京都品川区東大井1-12-17

独立行政法人自動車技術総合機構

関東検査部長 ○○ ○○

(受注者) ○○○○ (住所)

○○○○ (会社名)

○○○○ (代表者役職名) ○○ ○○ (代表者名)